



神奈川県立 公文書館だより

第42号

編集発行

神奈川県立公文書館

〒241-0815 横浜市旭区中尾1-6-1

電話 045 (364) 4456

FAX 045 (364) 4459

<https://archives.pref.kanagawa.jp/>

写真で見る城ヶ島大橋



完成した城ヶ島大橋 (広報課撮影写真ID: 4199203575)



工事中の城ヶ島大橋

(城ヶ島大橋完成記念アルバムID: 3199608399)



(広報課撮影写真ID: 4199203565)

城ヶ島大橋は、三浦市の三崎と城ヶ島結ぶ橋梁で、漁港施設として東部漁港事務所が管理しています。総事業費7億円をかけて、昭和35(1960)年4月に完成しました。この橋は、利用料を徴する有料橋でしたが、令和2年4月1日から無料化されました。

歴史的公文書に見る地名の記録

企画展示「神奈川の地名」から

令和元年十月十六日(水)から令和二年四月三十日(木)まで企画展示「歴史資料で辿る神奈川の地名」が開催されています。

今回は、ここに展示した地名についての話をいくつかご紹介します。

高座郡鶴見村

高座郡鶴見村は、明治二十二年四月一日に高座郡深見村、上草柳村、下草柳村、下鶴間村の四村が合併してできた村ですが、下鶴間村の『鶴』と深見村の『見』だけが村名に使われたためか、争いが起こり、僅か一年六月程で村名を変更することになったそうです。

新しい村名は、みんな仲良くできるようにと「大きな和」という意味を込め『大和村』としたそうです。



歴史的公文書「大和市制施行関係書類」

『大和市制施行関係書類』は、昭和三十四年に大和町が市制を施行するときに書類ですが、この中に鶴見村から『大和村』への改称の理由が残されています。

ユーシン渓谷

ユーシン渓谷は、丹沢の中を流れる玄倉川にある渓谷で、水の色が美しく『ユーシンプール』と呼ばれています。

ユーシン渓谷は、カタカナで表記されますが、漢字はないのでしょうか？当館の歴史的公文書を探しますと、ユーシンの漢字表記らしきものがありました。



歴史的公文書「森林公園事業計画」中の図

『昭和十六年 営繕課第五号』には、酒匂川荒廃地復旧工事の文書の中に「有信」の文字が記載されています。

また、昭和二十五年度の「森林公園事業計画」の釣橋修理に関する文書の中に「有信釣橋修理設計図」があり、「有信」の文字が残されています。

高座郡座間町

高座郡座間町は、他の七町村とともに昭和十六年四月二十九日に合併し相模原町が新設されます。これは、この地域に陸軍士官学校など軍の関連施設が多く存在するため、軍都計画によってできたものでした。『相模原軍都建設連絡委員会書類』には、この合併に関する記録が残されています。



歴史的公文書「相模原軍都建設連絡委員会書類」

しかし、終戦となり軍都計画も意義がなくなると、旧座間町地域では独立の機運が高まり、昭和二十三年九月一日に遂に旧座間町地域は、「高座郡座間町」として独立します。『座間町分離関係綴』には、独立の経緯などが残されています。

その後、昭和四十六年十一月一日に市制を施行し、「座間市」となり現在に至っています。

三浦郡逗子町

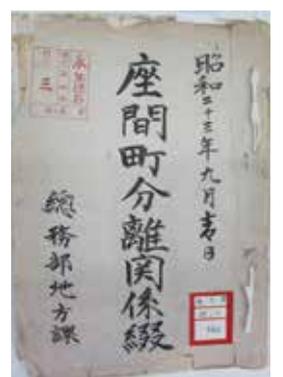
三浦郡逗子村は、他の六村とともに明治二十二年三月三十一日に合併し「田越村」となりますが、大正二年四月一日に町制を施行し、「逗子町」となり「逗子」の名を復活させます。

ところが横須賀周辺も軍都建設のため昭和十八年四月一日に、三浦郡逗子町など六町村が横須賀市に編入します。『横須賀軍都建設関係書類』には、この編入に関する記録が残されています。

戦後になると旧逗子町地域も独立の意識が高まり、昭和二十五年七月一日には、旧逗子地域が独立して「逗子町」となり二度目の復活を果たします。

そして、昭和二十九年四月十五日に市制を施行し「逗子市」となり現在に至っています。

(資料課 齊藤達也)



歴史的公文書「座間町分離関係綴」

毛利庄厚木郷の資料を読む

― 古文書講座で紹介した資料から ―

室町時代には京都に幕府が置かれる一方、鎌倉には小幕府と言わなければならない。東国を支配しました。神奈川県立公文書館にはこの鎌倉府に関する資料が数点所蔵されています。令和元年度古文書講座入門編秋では、第四回目（九月十四日）にこの中から上杉憲顕奉書（ID:2200930203）を取り上げご紹介しました。

上杉憲顕（うえずぎのりあき 1305～1368）は室町幕府の初代將軍である足利尊氏の母方の従兄弟で、のちに関東管領を代々務めた山内上杉氏の祖となった人物です。鎌倉府を主導した尊氏の弟の直義や息子の義詮・基氏を補佐しました。観応の擾乱と呼ばれる室町幕府の内乱では、直義と結んで尊氏と対抗しています。今回紹介する資料は、観応二（1351）年七月という、まさに観応の擾乱の最中のものであります。

奉書というのは上位者の命令を奉じて家来や右筆と呼ばれる秘書

が出す形式の文書のことです。この資料は関東管領である憲顕が、公方の基氏の命令を承けて出した奉書と考えられます。また、奉書のうち、命令を伝達するためのものを特に施行状（しぎようじょう）と呼びますが、この資料のように管領が出す管領施行状は特に重要な文書でした。

この資料で取り上げられているのは、現在の小田急線本厚木駅周辺に当たる、毛利庄厚木郷という土地の支配に関する事柄です。この年の五月、厚木郷の半分は鎌倉五山第二位である円覚寺の正統院という塔頭の領地となりました。古庄と座間の両名が正統院への土地の引き渡しを命じられました。三浦介の代官の妨害により実現しなかったため、憲顕が再度その執行を命じています。古庄は厚木市内の上古沢・下古沢周辺、座間はその名の通り座間市域を拠点とする武士です。また三浦氏は相模国の中世武士として有名で、相模の守護を務める時期もある有力者

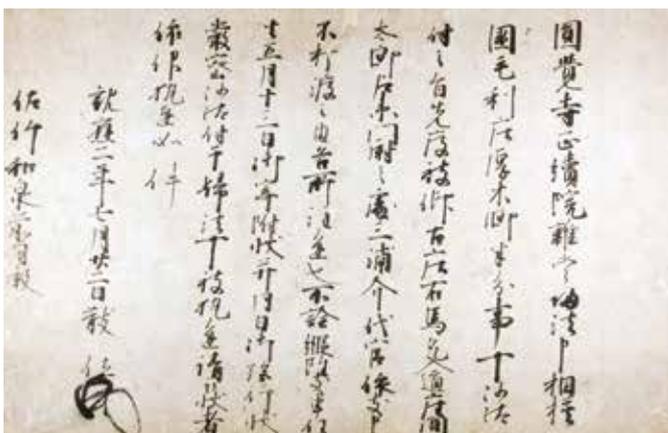
ですが、ここでは鎌倉府の命令を妨害する立場で登場しています。

このような土地を巡る争いに對し、非法行為を停止・排除し、裁定した領主に沙汰付（さたしつけ、土地を引き渡す行為）することを使節遵行（しせつじゅんぎよう）といいます。一般には將軍（関東公方）↓管領↓守護↓遵行使という指揮命令系統で遂行されるのですが、今回のケースでは佐竹和泉前司という人物が守護の役割を果たすべく、文書の宛先になっています。この人物は常陸国（茨城県）の有力武士である佐竹氏の一族なのですが、相模国との繋がりはあまり見られない人物であるため、その立場について議論のあるところとなっています。

毛利庄厚木郷に関する係争は、相手を変えながらのちのちまで続いており、関連資料もかなり残されていますが、そのほとんどは『厚木市史』中世資料編に写真付きで収録されています。多様な資料に触れるのは古文書を勉強する上で大切ですが、一つのテーマに関する資料を集中的に見ることも、資料用語や時代背景を共有出来る点から有効な方法だと思えます。そういう意味ではこの上杉憲顕奉書を始めとする毛利庄厚木郷の關係

資料は、中世の土地に関わる古文書について勉強する上で恰好の資料ということができると思います。

（資料課 渡辺真治）



業務検証委員会の 提言を踏まえた 業務改善

神奈川県立公文書館業務検証委員会からの提言を踏まえ、閲覧制限の審査基準の制定、神奈川県立公文書館条例施行規則の改正、神奈川県立公文書館公文書等選別基準の改正を、有識者の意見を聴取し、パブリックコメントを実施した上で行いました。その概要についてお知らせします。

◆ 閲覧制限の審査基準の制定

審査の透明性を確保しつつ、個人に関する情報等に配慮した審査を行うために、これまでの内規等を改め、閲覧制限の審査基準として公表しました。

審査基準では、閲覧制限できる情報の判断基準や30年を経過してもなお制限すべき情報と目安とする制限期間を定めています。

◆ 規則の改正

神奈川県立公文書館条例施行規則では、これまで、閲覧制限情報に該当するかの確認期限について、30年が経過していない公文書館資料は、10日以内に、30年を超えた文書については、「速やかに」と規定されていました。

閲覧制限情報の確認に十分な期間を確保するために、情報公開制度

と同様に、15日以内(事務処理上の困難がある場合はさらに延長可)に、確認するよう規則を改正しました。

なるべく速やかに確認を行うよう努めてまいりますので、利用者の皆様には、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、昨年4月から新公文書館情報管理システムが稼働し、インターネット上で、資料の検索、閲覧の予約申込ができるようになりました。予約していただくと、事前に閲覧制限情報の確認を行うことができますので、ぜひご利用ください。

◆ 評価選別基準の改正

引き渡された公文書のすべてを保存することは不可能であるため、公文書館では、歴史を後世に継続的に伝えるために重要なものを選別して保存し、それ以外のものは廃棄しています。

これまで、戦前の公文書等は数が少なく貴重であることから、昭和20年以前に作成し、又は取得した公文書等は、すべて選別することとしていましたが、昭和20年代の連合国軍による占領時や戦後復興期の公文書等についても、県や県民生活に係る貴重な歴史資料として保存すべきことから、昭和30年以前に作成又は取得した公文書等について、すべて選別することとしました。

(資料課長 高崎保幸)

公文書館の利用案内

当館では県が作成した歴史的に重要な文書や、神奈川県に関わりのある古文書、図書などを収集、保存しています。
令和2年度前期の事業計画は次のとおりです。

講座のご案内

◆ 古文書講座応用編

(定員100名、全5回)

令和2年6月28日(日)から

令和2年7月26日(日)まで

◆ 夏休み親子講座

令和2年7月25日(土)

展示のご案内

◆ 収蔵資料展示

当館が所蔵する資料の中から特にご紹介したい資料や特徴のある資料を展示します。

◆ 常設展示

「公文書館の仕事紹介」

当館1階ホールにおいて当館の業務をわかりやすく紹介しています。

館利用のご案内

【利用時間】

閲覧室 午前9時～午後5時
会議室 午前9時～午後9時

【休館日】

月曜日、国民の祝日及び祝日が月曜日の場合は翌火曜日、年末年始12月28日～1月4日

【利用方法】

閲覧室に開架されている資料は自由に閲覧できます。また、書庫内の資料は受付に請求してください。
展示見学は無料です。ご自由にご覧ください。

自治会や学校など各種団体の見学も随時受け付けています。

会議室は施設利用予約システムでお申し込みください。なお、空調設備工事により、ご迷惑をおかけしますが、会議室は令和2年8月から令和3年3月までご利用できなくなり、閲覧室は一時期移動する予定です。



— 交通のご案内 —

電車の場合 相鉄線「二俣川駅」(横浜駅から急行で11分)下車、徒歩17分又は相鉄バス「運転免許センター循環」で「運転免許センター」下車徒歩3分

車の場合 「保土ヶ谷バイパス」本村インターから6分